

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [梅澤 周平](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

E-mail✉ [松本 佳子](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2022年4月20日】

消費者庁、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律における『販売業者等』に係るガイドライン」及び同法についての Q&A を公表

同ガイドライン:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/internet_committee/assets/consumer_policy_cms105_220420_01.pdf

同 Q&A:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/internet_committee/assets/consumer_policy_cms105_220420_02.pdf

2022年4月20日、消費者庁は、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律における『販売業者等』に係るガイドライン」及び同法についての Q&A を公表しました¹。

同ガイドラインは、以下のとおり、同法の「販売業者等」に関する解釈を示しています。

- ・ 同法 2 条 4 項²の「販売業者」とは、販売を業として営む者をいう。また、販売を「業として営む」及び役務の提供の「事業を営む」とは、営利の意思を持って反復継続して取引を行うことを指す。営利の意思の有無は客観的に判断される。
- ・ 「営利の意思」及び「反復継続性」を判断するための考慮要素は、以下のとおりである。
 - ① 商品・役務そのものに着目した考慮要素
 - 例えば、情報商材等、「販売業者等」による販売・提供が前提と考えられる商品販売・役務提供を行っているか。
 - 使用されていない、いわゆる「新品」や「新古品」等の商品を相当数販売しているか。
 - 特定の商品等のカテゴリーの商品販売・役務提供をしているか。
 - ② 販売・役務提供の方法や付随事項に着目した考慮要素
 - 同一商品を複数出品しているか。
 - 許可や免許、資格、登録等を前提とした商品販売・役務提供を行っているか。

¹ 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の内容については、[本ニュースレター2021年5月31日号](#)（「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護 に関する法律、成立」）をご覧ください。

² 同法 2 条 4 項は、「『販売業者等』とは、販売業者又は役務の提供の事業を営む者（自らが提供する取引デジタルプラットフォームを利用して商品若しくは特定権利・・・の販売又は役務の提供を行う場合におけるものを除く。）をいう。」と規定しています。「販売業者等」に該当した場合、同法 3 条の取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務が課され、同法 4 条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び同法 5 条の販売業者等情報の開示請求等の対象となります。

- 商品を購入した者又は役務の提供を受けた者から、一定期間に相当数の評価やレビュー等のいわゆる「口コミ」を受けているか。

また、同法についての Q&A には、例えば、どのような場合に同法 4 条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び同法 5 条の販売業者等情報の開示請求等の対象となるのか、対象となった場合にどのような要請や請求がなされるのか等について記載されています。

【2022 年 4 月 20 日】

改正外為法、成立

法律の概要: https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/20220404112528.html

法律の内容: https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm

関連政省令等: https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20220509.html

2022 年 4 月 20 日、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律が成立し、同日公布されました。

本改正によって、暗号資産³に関する取引が、「資本取引とみなす取引」として定義され(改正外為法 20 条の 2)、財務大臣の許可を受ける義務を課す資本取引規制の対象とされることとなりました(同法 21 条)。

また、暗号資産交換業者は、顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合、当該顧客について資産凍結措置に係る本人確認義務を課されることになりました(同法 16 条の 2、17 条の 4、18 条の 6)。

【2022 年 4 月 25 日】

日本監査役協会、「改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点」を公表

<https://www.kansa.or.jp/news/post-2787/>

日本監査役協会は、「改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点」を公表しました。本書面では、施行が 2022 年 6 月 1 日に迫る公益通報者保護法改正を踏まえ、監査役等⁴が内部通報に関する情報の共有を受ける場合の留意点として、例えば、以下の事項を挙げています⁵。

- 監査役等が、内部通報窓口の 1 つとなっている場合はもちろん、監査役等に対して、内部通報に関する情報が通報者特定事項も含む形で、定期的に報告される体制が構築されている場合、当該監査役等は業務従事者に指定される必要があると考えられる(Q1-1・Q2-1-1)(改正公益通報者保護法 11 条 1 項)。
- 監査役等による会社法上の正当な権限行使に応じるためのものである場合には、監査役等への情報提供は「正当な

³ 資金決済に関する法律 2 条 5 項に定義されているものをいい(改正外為法 6 条 9 号)、具体的には、以下のいずれかに該当するものであり、かつ、金融商品取引法 2 条 3 項に規定する電子記録移転権利を表示するものに該当しないものをいいます。

- ① 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ② 不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

⁴ 監査役、監査委員、監査等委員のことをいいます。

⁵ 改正公益通報者保護法については、以下の記事をご参照ください。

- [本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「『公益通報者保護法の一部を改正する法律案』が閣議決定」)
- [本ニューズレター2020年6月30日号](#)(「改正公益通報者保護法、公布」)
- [本ニューズレター2020年9月30日号](#)(「消費者庁、改正公益通報者保護法についての Q&A を公表」)
- [本ニューズレター2021年10月29日号](#)(山田将之「改正公益通報者保護法により事業者に求められる措置に関する指針及びその解説のポイント」及び「消費者庁、公益通報者保護法に基づく指針の解説を公表」)

理由」があり、改正公益通報者保護法 12 条の違反には当たらない。しかし、通報者保護の観点からは、監査業務遂行上の支障がない限り、通報者特定事項は情報提供の範囲から外す等、通報者保護への配慮が求められる(Q2-5)。

【2022 年 4 月 26 日】

デジタル市場競争会議、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」を公表

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai6/index.html>

デジタル市場競争会議⁶は、2022 年 4 月 26 日、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」を公表しました。

本報告書は、モバイル・エコシステムにおいては、少数のプレーヤーのみ存在するスマートフォン等の OS レイヤーと、それを基盤とした各レイヤー(アプリストア、ブラウザ等)が階層的に存在しており、「個別の市場を見るだけでは、デジタル市場における構造的な課題を把握することは困難」であるとの現状認識の下、モバイル・エコシステムにおけるレイヤー構造が競争環境に与える影響について競争評価を行った結果をまとめたものです。

本報告書では、モバイル・エコシステムの基盤を提供するモバイル OS が、Apple(iOS)と Google(Android)の 2 社の寡占状態であること、モバイル・エコシステムを形成するプラットフォーム事業者が、複数のレイヤーにおいて強固な地位を有し、その地位を利用して、他のレイヤーへの影響力の行使や自社サービスの強化を行うことのできる状況にあること等を指摘し、エコシステムにおける競争上の懸念として、プラットフォーム上の各レイヤーのコストアップ並びに各レイヤー及びモバイル・エコシステム全体への排他・参入抑制、イノベーション(技術革新等)を通じた競争圧力の排除等が示されています。

その上で、本報告では、モバイル・エコシステム全体の目指すべき姿として、多様な主体によるイノベーションや消費者の選択の機会が確保されることを挙げております。

また、今後の対応策を検討するに当たっての考え方として、①競争に悪影響を及ぼす危険性の高い行為を事前に原則的に禁止するアプローチ、②その場合、例外的に何らかの理由を持つ場合(セキュリティ、プライバシー保護等)には、プラットフォーム事業者がそれを示した場合、十分な審査をした上で正当な理由と認められる場合には、禁止から取り除くといった対応、③デジタルプラットフォーム事業者の行動については、データやアルゴリズムなどに関し、情報の非対称性が存在するため、規制当局に対して、広範な情報提供や説明を求める権限を付与する仕組みも考えられることなどが示されています。

そのほか、本報告書では、モバイル・エコシステムを形成している者(OS、アプリストア、ブラウザ、有力ウェブ・サービス(検索サービス等)の各事業者)について、以下の 4 つの行為類型ごとに、課題と対応の方向性を整理しています。

➤ エコシステム内のルール設定・変更、解釈、運用

例: OS、ブラウザ、アプリストア、検索サービスでは、他のレイヤー等においてサービスを提供する事業者が従わなければならないルールの設定・変更等がなされること、その際、モバイル・エコシステムを提供する者が、ルールの設定・変更者という立場を利用して他のレイヤーにおいて他の事業者に比べて自社サービスを優遇する等の懸念がある。この懸念への対応として、ルールや仕様の設定・変更等における情報開示、手続の公正性確保、行政によるモニタリング、行政による必要な介入等が挙げられている。

➤ デフォルト設定、プリインストール、配置その他プロモーション等

例: OS を提供している立場や OS を含むモバイル・デバイスの設計を行う立場を利用して、ブラウザや検索サービス等のプリインストールやデフォルト設定等によって、それぞれのレイヤーにおける優位な地位を確保することで、モバイル・エコシステムにおける自らの地位を強固なものとする等の懸念がある。この懸念への対応として、デフォルト設定の切り替えを抑制する行為に対する対応、ブラウザ、検索サービスの消費者の実質的な意思決定による選択の機会を確保するための対応等が挙げられている。

➤ データの取得及び活用等

例: モバイル・エコシステムの主要サービス(OS、アプリストア、ブラウザ等)を提供している事業者は、他のレイヤーで

⁶ 2019 年 9 月に、デジタル市場の評価並びに競争政策の企画及び立案並びに国内外の関係機関との総合調整を担う組織として、内閣にデジタル市場競争本部が設置されました。デジタル市場競争会議は、このデジタル市場競争本部の下、内閣官房長官を議長として、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するために開催される会議です。

提供されるサービスに関して他の事業者が得ることのできないデータを取得することができる場所、このように取得されるデータを、他のレイヤーにおける自社サービスに活用する等の行為は、当該レイヤーにおける公平・公正な競争環境を阻害する懸念がある。この懸念への対応として、エンドユーザーによる OS 等利用データのポータビリティの確保による対応、自社内の情報遮断による対応等が挙げられている。

➤ 諸機能へのアクセスに対する制限

例：OS を提供する事業者が、OS やブラウザ等における機能を自社のサービスに対してのみ提供することなどがあれば、自社とサードパーティとの間での競争のイコールフットイング(同一条件での競争環境)が阻害される懸念がある。この懸念への対応として、OS やブラウザ等の機能へのアクセス制限に対する対応が挙げられている。

【2022 年 5 月 17 日】

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」、「限定提供データに関する指針(改訂)」及び「秘密情報の保護ハンドブック(改訂)」を公表

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/20220517_report.html

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会は、2022 年 5 月 17 日、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」、「限定提供データに関する指針(改訂)」及び「秘密情報の保護ハンドブック(改訂)」を公表しました。

「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」は、限定提供データ関連の規律の見直し時期(不正競争防止法施行(2019 年 7 月 1 日)後 3 年が目途)が到来することも念頭に、不正競争防止小委員会にて、「データ利活用の更なる推進」、「技術・重要データの保全(海外流出の防止)」、及び「オープンイノベーションの推進」の 3 つの視点から、諸課題を検討した結果をまとめたものです。本報告書においては、今後の検討の方向性として、例えば、現地提供データに係る制度の見直しについて引き続き検討を進めること、営業秘密侵害訴訟における立証(証拠収集)の困難性を解決するための制度的手当について引き続き検討を行うことなどが示されています。

また、「限定提供データに関する指針」の改訂は、同小委員会が、限定提供データに係る規律の施行後、限定提供データの利活用が進む中で解釈の明確化等の要請が寄せられた論点、データ流通プラットフォームを運営する取引業者が制度実装する際に課題となる論点について検討を行った結果を踏まえてなされたものです。具体的には、客体要件に関する追記⁷等が行われております。

「秘密情報の保護ハンドブック」については、以下の改訂がなされています。

- 関連する法制度・指針やガイドライン改訂に伴う修正
平成 30 年の不競法改正で追加された「限定提供データ」の保護に関する説明等の追加など。
- 営業秘密・秘密情報をとりまく「環境の変化」に伴う修正
テレワークの普及、雇用の流動化などによる情報漏洩、流出リスクに関する記載の見直しなど。
- 重要な秘密情報の多様化への対応
近年、特に海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっていることから、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏洩事件を踏まえ、典型的なパターンの紹介の追加など。

以上

⁷ 例えば、不正競争防止法において、限定提供データとは、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報をいう」となっているところ、本指針の改訂では、この「業として」の要件について、「社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のものである場合をいう」旨の説明が加えられています。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 